

## 山形県プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業 民間人材ビジネス事業者登録要領

### 第1条 趣旨

プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業（以下「事業」という。）において、山形県プロフェッショナル人材戦略拠点（以下「戦略拠点」という。）に登録された民間人材ビジネス事業者（以下「登録人材紹介会社」という。）が、県内の中堅・中小企業と、プロフェッショナル人材との間における有料職業紹介を実施し、人材の紹介・マッチングをすることで、県内中小企業の成長戦略の実現を図る。

### 第2条 用語の定義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 山形県プロフェッショナル人材戦略拠点 専門的な技術や知識等を持つプロフェッショナル人材の活用ニーズを掘り起こし、都市部からのプロフェッショナル人材の地方還流（UIJ ターン）を促進することにより、県内中堅・中小企業の成長を促進するために、公益財団法人山形県企業振興公社内に設置した拠点をいう。
- (2) 登録人材紹介会社 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号。以下「法」という。）第 30 条に規定する有料職業紹介事業者、および法に規定する職業紹介業者でないが、第 1 条に定める事業の推進に必要であると戦略拠点で認めた者で、この要領により登録を受けた事業者をいう。
- (3) プロフェッショナル人材 新たな商品・サービスの開発、その販路の開拓や、個々のサービスの生産性向上の取組を通して、企業の成長戦略を具現化していく人材をいう。（首都圏等の大企業に勤務し、事業企画・運営に相応の実績を有する人材を想定）

### 第3条 登録の方法

事業に参画しようとする登録人材紹介会社は、別に定める期間において、あらかじめ人材紹介会社登録申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて戦略拠点に提出し、登録を受けなければならない。

- (1) 有料職業紹介事業許可証の写し
  - (2) 事業者の概要が分かるもの（パンフレット等）
  - (3) 求職及び求人への申込方法など、業務運営が分かるもの
  - (4) 人材紹介手数料の徴収方法及び額が分かるもの
  - (5) 職業紹介実績が分かるもの
  - (6) 個人情報の管理に関するもの
  - (7) その他必要と認める書類
- 2 前項において、有料職業紹介事業者の登録を受けていない事業者の場合は、前項に掲げた書類のうち、(1) の提出を求めないものとする。

#### 第4条 業務内容

この事業において、登録人材紹介会社が行う業務は次のとおりとする。

- (1) 戦略拠点と連携し、戦略拠点が掘り起こした県内中小企業の人材ニーズとプロフェッショナル人材の紹介マッチング業務をすること。
- (2) 関係者間の連携を強化し、事業を効果的に運営するために設置する山形県プロフェッショナル人材戦略協議会の取組に協力すること。
- (3) 登録人材紹介会社及び県内中堅・中小企業が、プロフェッショナル人材の個人情報を戦略拠点及び県へ提供することについて、当該プロフェッショナル人材から書面で同意を得ること。
- (4) プロフェッショナル人材に関する職業紹介の状況について、報告対象期間の翌月10日までに有料職業紹介活動状況報告書（様式第2号）により戦略拠点に報告すること。

#### 第5条 登録

- 1 登録人材紹介会社の登録については、第3条に掲げる書類を審査した上で、連携事業者として適当と認めた場合に戦略拠点が登録を決定する。
- 2 前項の登録は、登録の取り下げ又は取消がない場合、山形県が実施するプロフェッショナル人材戦略拠点運営事業が継続する間は有効とする。

#### 第6条 変更届

登録人材紹介会社においては、有料職業紹介許可に関して、次に掲げる変更事項があった場合は、変更届（様式第3号）により速やかに戦略拠点に届け出るものとする。

- (1) 法第32条の6に規定する許可の有効期限の更新を受けた場合
- (2) 法第32条の7に規定する変更の届出をした場合

#### 第7条 登録の取り下げ

登録人材紹介会社において、本事業への登録から削除を希望する場合には、登録の取下申請書（様式第4号）により戦略拠点へ登録の取り下げを申請するものとする。

#### 第8条 登録の取消

- (1) 戦略拠点は、登録人材紹介会社が、次に掲げるいずれかに該当するに至ったときは、登録を取り消すことができるものとする。
  - イ 法第32条の9に規定する許可の取消があったとき
  - ロ 不正な行為があると戦略拠点が認めたとき
  - ハ 正当な理由がないのに、第4条の業務を行わないとき
- (2) (1)の規定により登録を取消した場合に登録人材紹介会社が被った損失については、戦略拠点は損害賠償を行わない。

## 第9条 指導監督

戦略拠点は、この登録に関する事項について、必要に応じて検査し、登録人材紹介会社に対して報告を求めることができるものとする。

## 第10条 その他

この要領に定めるもののほか、登録に関し必要な事項は、戦略拠点が別に定める。

### 附 則

この要領は、平成 28 年 1 月 21 日から施行する。

この要領は、令和 2 年 6 月 15 日から施行する。